専決処分の報告について

道路の管理瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、 地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年2月24日提出

秦野市長 高 橋 昌 和





専 決 処 分 書

道路の管理瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

- 1 賠償金額
 - 18,975円
- 2 賠償の相手方

令和4年1月7日

秦野市長 高 橋 昌 和



事故の概要

- (1) 発生日時 令和3年10月22日午後8時頃
- (2) 発生場所 秦野市渋沢一丁目714番4先
- (3) 事故の状況
 - さんの運転する普通自動車が、自宅駐車場に駐車を行うため、 駐車場前の上記場所に設置された側溝蓋の上を通過した際に、車両の重さ でその蓋が跳ね上がり、車両の一部が損傷した。
- (4) 本市の責任原因 道路の管理瑕疵
- (5) 本市の責任割合100パーセント